

福島市就学援助制度のお知らせ

～新入学にかかる学用品費の入学前支給ができます～

就学援助制度とは

制度概要	<u>福島市内の市立・国立小・中・義務教育学校に入学を予定している、または通学しているお子さんがいる保護者で、経済的に困りの方に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助する制度です。</u>
支給対象者	(1) 生活保護受給世帯の方 (2) 教育委員会が定める所得基準以下の方 ※世帯構成や住宅の状況、世帯の前年度合計所得金額などにより算出 （※） <u>就学援助受給申請書をもとに審査を行います。援助を受けたい方は、書類を提出してください。</u>
支給内容	学用品費等（定額、年3回支給）、新入学児童生徒学用品費等、学校給食費、修学旅行費、校外活動費他 ※生活保護受給世帯の方は、修学旅行費のみが対象です。
支給方法	(1) 学用品費等は、年3回（7月、10月、2月）に支給します。 (2) 学用品費等は、保護者の指定する口座に振り込みます。 ※就学援助費受領を学校長に委任する場合は、学校経由で支給します。 (3) 学校給食費は教育委員会から各学校に対して支給します。 ※学校から保護者への請求はありません。 (4) <u>新入学児童生徒学用品費等は、小・中・義務教育学校新1年生および義務教育学校新7年生の保護者を対象に1回のみ支給します。</u> ※令和8年4月末を過ぎて申請の場合、(4)は支給できませんのでご注意願います。

入学前支給について

入学前支給とは	小・中・義務教育学校新1年生および義務教育学校新7年生の保護者を対象に、就学援助のうち新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することで、制服などの学用品購入の負担を軽減するものです。
支給対象者	次の要件をすべて満たす方が対象です。 (1) 令和8年1月1日現在で福島市内に住所を有し、令和8年度に市内の国公立小・中・義務教育学校に入学予定の児童生徒の保護者の方（義務教育学校は新1年生・新7年生のみ対象） (2) <u>申請期間（令和8年1月8日（木）～30日（金））までに申請ののち就学援助の支給対象者として認定された方</u> ※1 生活保護受給世帯の方は、入学前支給の対象外です。 ※2 上記期間に間に合わず、令和8年4月末までに申請ののち認定となった場合、入学後に支給します

申請方法 提出先	学校に備え付けの「令和8年度 就学援助受給申請書」に必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、入学予定の学校に提出してください。 ※松陵義務教育学校については、1枚にまとめて松陵義務教育学校へ申請書を提出してください。
提出書類	【全員】 ・令和8年度 就学援助受給申請書 ※申請書裏面の所得情報調査同意書へ世帯主本人による自署及び押印をお願いします。 ※税の申告をしていない方は、審査できません。速やかに申告をしてください。 【借家にお住まいの方】 ・賃貸借契約書や家賃決定通知書、領収書等借家であることを証する書類 ※物件名・契約者氏名または支払者氏名・家賃額が確認できるもの。 【令和7年1月1日以降 福島市に転入された方】 ・所得課税証明書（同一世帯の18歳以上の方全員、学生を除く） 【同居している方と別生計の方】 ・別生計と証明できる書類 ※世帯ごとの契約者名が記載された公共料金（電気・ガス・水道料のいずれか）の直近の領収書の写しなど ☞原則、同一の住居に居住している方は、世帯が別であっても同一生計とみなします。 ☞単身赴任で一時的に住民票が別である場合も、同一生計として取り扱います。
申請期間	令和8年1月8日（木）～30日（金）
審査結果	審査結果は、「就学援助認定通知書」もしくは「否認定通知書」によりお知らせします。
支給費目	新入学児童生徒学用品費
支給額	小学校 57,060円 中学校 63,000円
支給予定日	令和8年3月12日（木）
支給方法	申請時に指定した金融機関口座へ振込
その他	(1) 令和8年度就学援助について ① 入学前支給に該当した方は、入学後、令和8年度就学援助制度の準要保護認定者として取り扱います。 ② 入学後、あらためて申請書を提出する必要はありません。 ③ <u>提出を行う学校に兄弟がいる場合はまとめて申請いただけます。</u> (2) 次に該当する場合、新入学児童生徒学用品費を返納していただきます。 ① 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けてから入学前までに、福島市外へ転出した場合 ② 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けてから入学前までに、生活保護受給世帯となった場合 ③ 令和8年4月に福島市内の国公立小・中・義務教育学校に入学しなかった場合 ☞市内の国公立小・中・義務教育学校への入学が確実でない場合は、入学後、令和8年4月中に就学援助の申請をしてください。



入学前支給に間に合わなかった方は、令和8年4月末までに申請のうえ認定となれば、令和8年7月頃(予定)、「新入学児童生徒学用品費」を含めて学用品費等を支給いたします。

【問合せ先】 福島市教育委員会事務局 学校教育課 庶務係 電話024-572-3987